

資料編

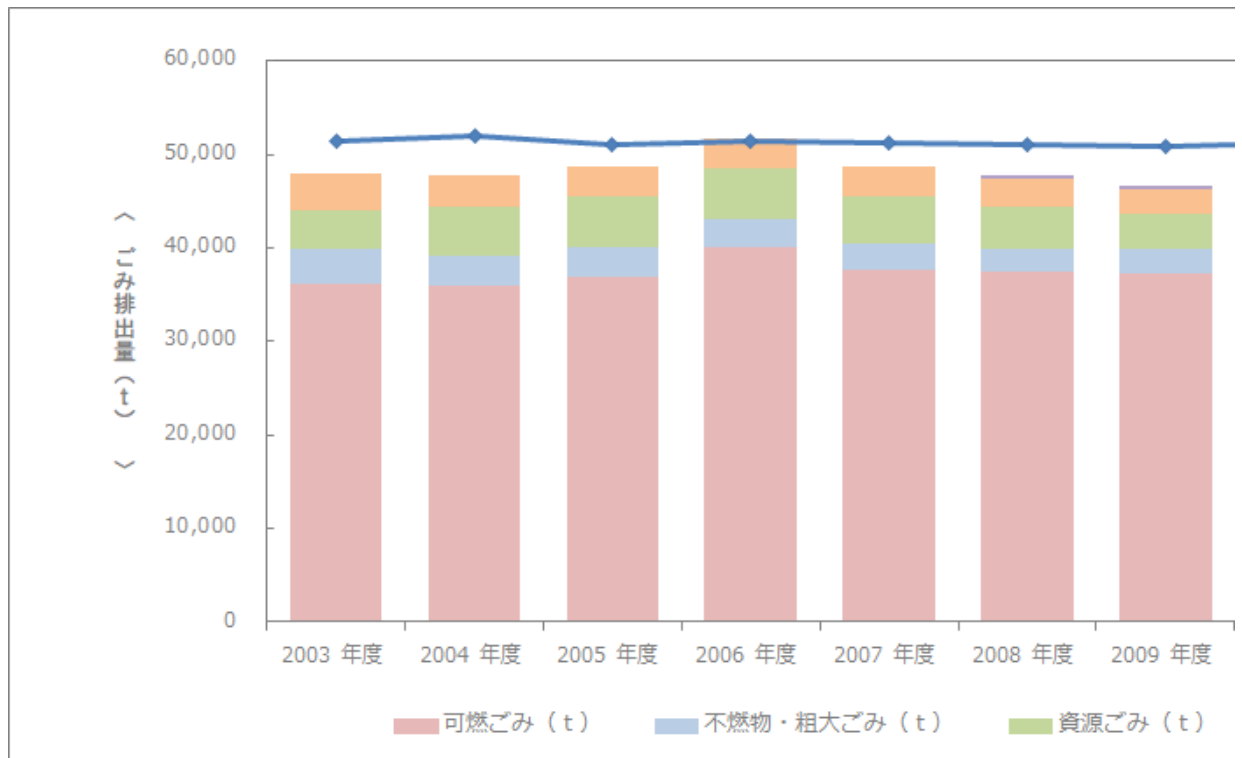
1 本市一般廃棄物処理事業の沿革

年	内容
1953年（昭和28年） 以前	<ul style="list-style-type: none"> ・荷車（大八車）で収集 ・畝傍地区（大久保町焼却場・2t炉）、鴨公地区にて焼却処理していた
1953年（昭和28年）	<ul style="list-style-type: none"> ・今井町塵芥焼却炉設置（町）
1956年（昭和31年）	<ul style="list-style-type: none"> ・市制が始まりゴミの有料化（申込制）となる
1957年（昭和32年）	<ul style="list-style-type: none"> ・1代目川西町塵芥焼却場設置（市）「川西衛生センター」
1959年（昭和34年）	<ul style="list-style-type: none"> ・オート三輪車（ツノ型ハンドル）2台を購入
1960年（昭和35年）	<ul style="list-style-type: none"> ・オート三輪車（丸型ハンドル）3台を購入
1962年（昭和37年）	<ul style="list-style-type: none"> ・大八車を全面廃止して軽オート三輪車に置き換える。
1965年（昭和40年）	<ul style="list-style-type: none"> ・オート三輪車・四輪車平ダンプにて収集
1966年（昭和41年）	<ul style="list-style-type: none"> ・大久保町塵芥焼却場廃止 ・鴨公地区焼却処理を廃止
1967年（昭和42年）	<ul style="list-style-type: none"> ・榎原ニュータウン地区が、単独の榎原市公共下水道事業として決定。
1969年（昭和44年）	<ul style="list-style-type: none"> ・畝傍処理場供用開始 ・回転式パッカー車採用
1970年（昭和45年）	<ul style="list-style-type: none"> ・2代目 ゴミ焼却処理場（60t/日）完成（川西町）
1971年（昭和46年）	<ul style="list-style-type: none"> ・今井町塵芥焼却場廃止
1972年（昭和47年）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域ゴミ無料収集実施 ・加圧回転式パッカー車採用3台購入
1974年（昭和49年）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全域ゴミ無料収集実施 ・し尿、浄化槽汚泥の海洋投入開始
1977年（昭和52年）	<ul style="list-style-type: none"> ・人口10万人を超える
1978年（昭和53年）	<ul style="list-style-type: none"> ・3代目 ゴミ焼却処理場（180t/日）竣工（川西町） ・市全域が大和川上流域下水道の計画区域に包含されたのを機に、単独公共下水道を流域関連公共下水道に変更
1989年（平成元年）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の一部供用開始（八木地区、畝傍地区、今井地区、耳成地区、

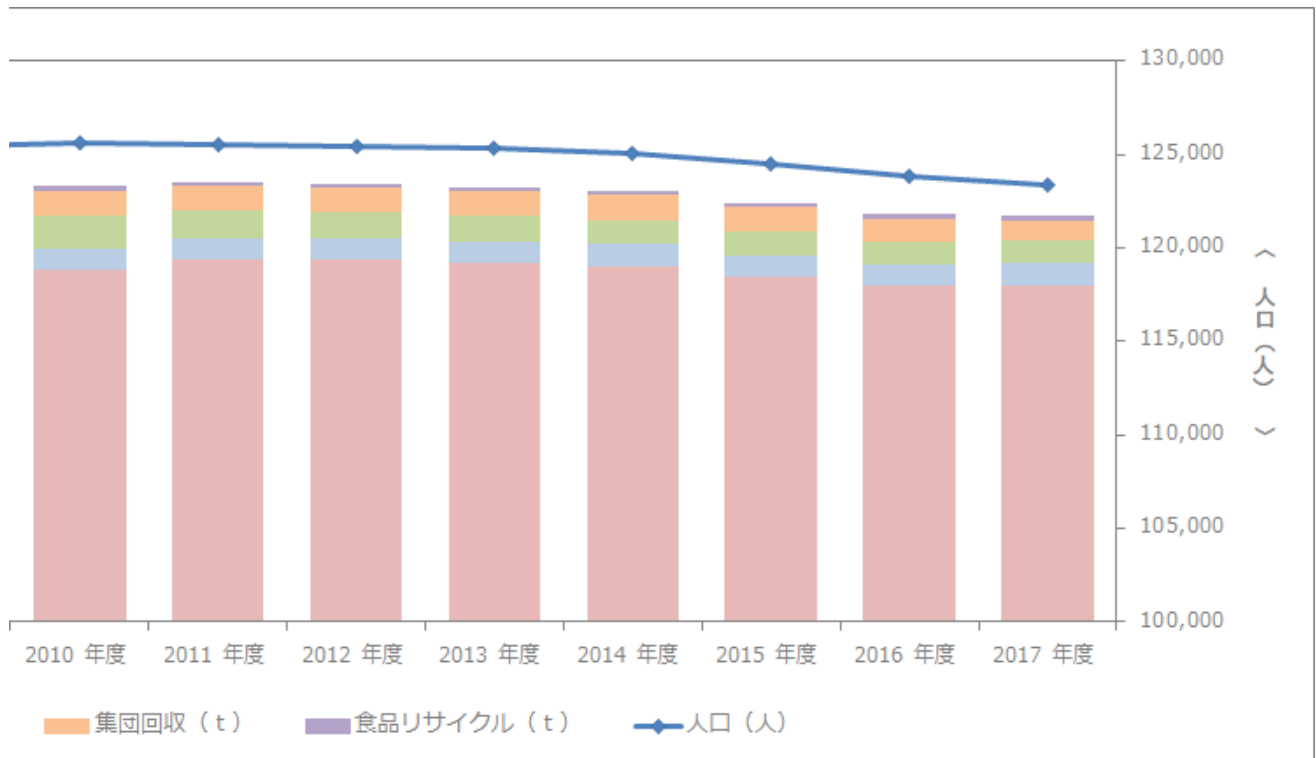
	鴨公地区等)
1994年(平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・畝傍処理場が廃止され、大和側上流流域下水道により処理開始 ・飛鳥川流域生活排水対策推進会議が設立 ・廃食用油の回収を開始
1995年(平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ごみ(カン・ビン)の分別収集を開始 ・焼却残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターに委託処分開始(平成8年より全面委託)
2000年(平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽設置整備事業着手
2001年(平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル館かしはら(47t/日)竣工 ・資源ごみ(ペットボトル・プラスチックボトル)の分別収集を開始
2003年(平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋の有料化を開始 ・資源ごみ(新聞、雑誌、ダンボール)の分別収集を開始 ・ふれあい収集の実施
2005年(平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターかしはら(焼却炉:255t/日、灰溶融炉:40t/日)竣工(川西町)
2006年(平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿、浄化槽汚泥の海洋投棄終了
2007年(平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市浄化センター(96kL/日)竣工
2009年(平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオディーゼル燃料(BDF)をごみ収集車で使用開始
2010年(平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターかしはらの灰溶融炉を休止
2011年(平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・天川村からの豪雨災害による災害廃棄物受け入れ ・高取町とし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定を締結
2014年(平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターかしはら及びリサイクル館かしはらで、長期包括運営委託業務が開始
2015年(平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み小型家電のBOX回収を開始
2017年(平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化センター処理水の県流域下水道での受け入れに関する協定を締結し、浄化センター処理水を河川放流から下水放流に切替
2018年(平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ・高取町、明日香村と、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する協定を締結 ・高取町、明日香村と、一般廃棄物(可燃ごみ)の処理に関する協定を締結

2 実績及び将来推計

2.1 ごみ量の推移（実績）

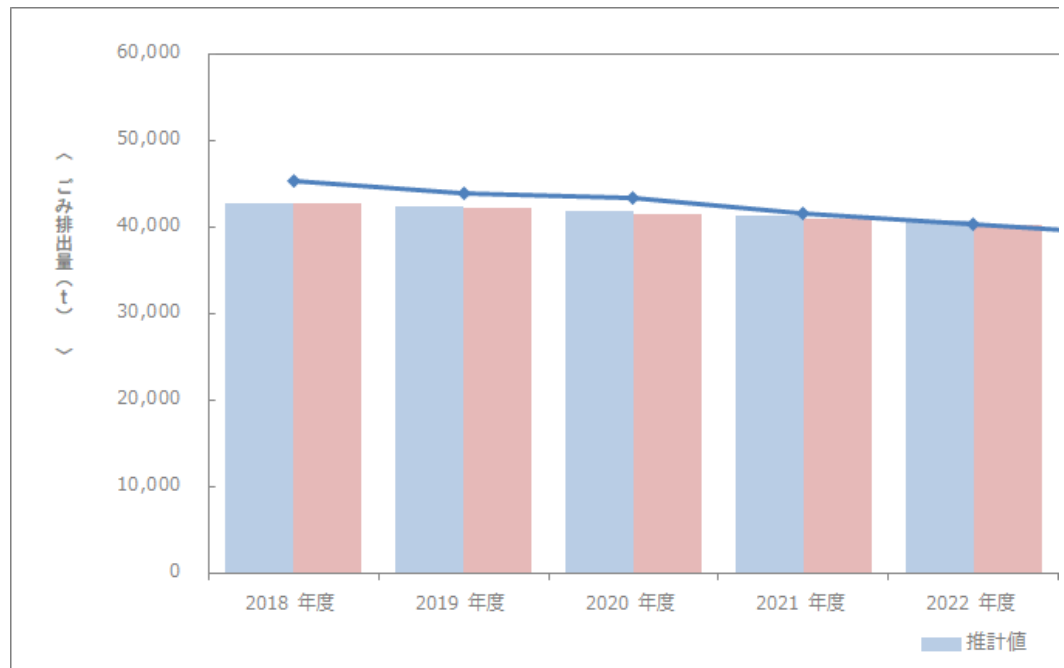


年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
人口 (人)	125,678	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454
1人1日あたり発生量 (g/日・人)	1,039	1,044	1,063	1,128	1,060	1,045	1,019
総排出量 (t)	47,896	47,819	48,766	51,703	48,702	47,856	46,701
可燃ごみ (t)	36,191	35,941	36,842	40,034	37,709	37,473	37,309
不燃物・粗大ごみ (t)	3,653	3,264	3,278	3,059	2,706	2,433	2,501
資源ごみ (t)	4,251	5,242	5,370	5,400	5,178	4,543	3,877
集団回収 (t)	3,801	3,373	3,276	3,210	3,109	3,041	2,610
食品リサイクル (t)	0	0	0	0	0	366	405

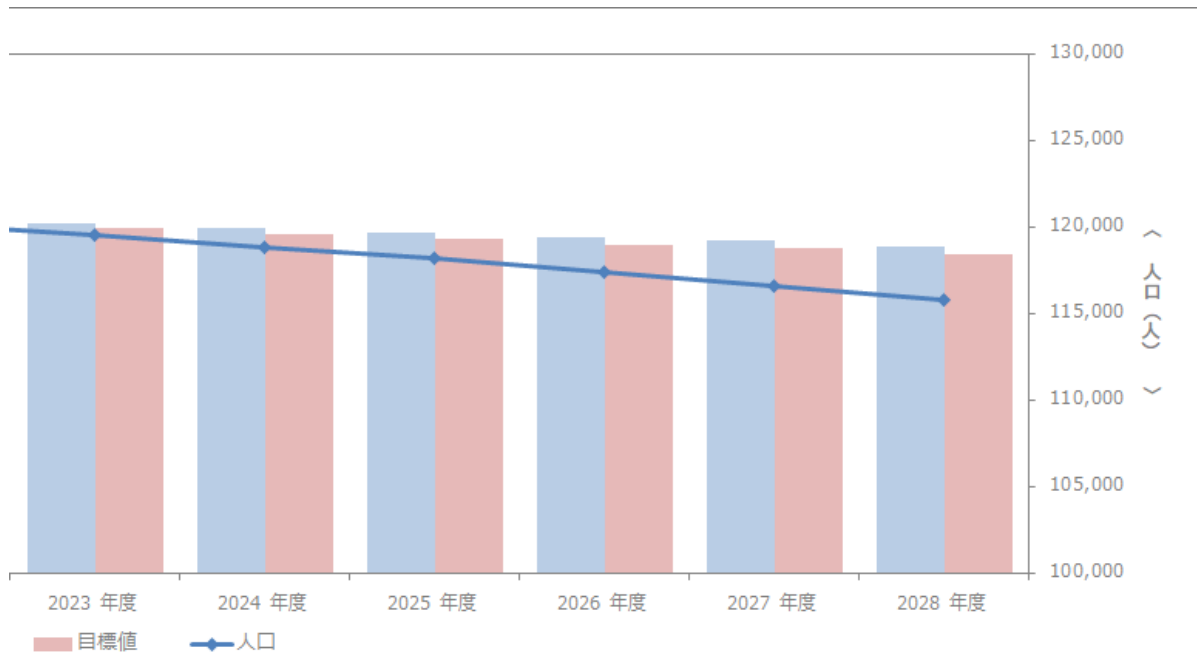


2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
125,605	125,493	125,466	125,363	125,073	124,489	123,842	123,337
1,017	1,025	1,025	1,019	1,016	989	971	971
46,583	47,075	46,904	46,517	46,149	44,847	43,693	43,485
37,724	38,697	38,796	38,446	38,098	36,836	36,054	36,005
2,263	2,275	2,240	2,252	2,312	2,381	2,242	2,414
3,535	2,994	2,752	2,735	2,542	2,587	2,393	2,371
2,642	2,679	2,670	2,650	2,706	2,522	2,402	2,116
419	430	446	435	492	521	601	580

2.2 ごみ量の将来推計と目標



年度		2018	2019	2020	2021	2022
人口 (人)		122,723	122,008	121,690	120,838	120,208
推計	総排出量 (t)	42,791	42,384	41,885	41,320	40,836
	可燃ごみ (t)	35,321	35,018	34,641	34,212	33,851
	不燃物・粗大ごみ (t)	2,365	2,373	2,370	2,358	2,349
	資源ごみ (t)	2,356	2,331	2,302	2,271	2,246
	集団回収 (t)	2,161	2,077	1,990	1,901	1,816
	食品リサイクル (t)	587	585	582	578	575
	1人1日あたり発生量 (g/日・人)	955	949	943	937	931
	資源化率 (%)	12.7	12.5	12.4	12.3	12.1
	焼却処理量 (t)	37,118	36,809	36,422	35,981	35,611
目標	総排出量 (t)	42,689	42,183	41,587	40,927	40,350
	可燃ごみ (t)	35,075	34,530	33,917	33,258	32,672
	不燃物・粗大ごみ (t)	2,365	2,373	2,370	2,358	2,349
	資源ごみ (t)	2,356	2,331	2,302	2,271	2,246
	集団回収 (t)	2,305	2,364	2,416	2,462	2,510
	食品リサイクル (t)	587	585	582	578	575
	1人1日あたり発生量 (g/日・人)	953	945	936	928	920
	資源化率 (%)	13.0	13.3	13.5	13.8	14.0
	焼却処理量 (t)	36,872	36,321	35,698	35,028	34,432



2023	2024	2025	2026	2027	2028
119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
40,458	39,855	39,372	38,859	38,461	37,850
33,578	33,118	32,758	32,372	32,081	31,613
2,344	2,325	2,312	2,296	2,287	2,265
2,226	2,196	2,172	2,147	2,129	2,099
1,737	1,648	1,566	1,483	1,405	1,320
573	568	565	561	559	554
925	919	913	907	901	896
12.0	11.9	11.7	11.6	11.5	11.3
35,333	34,858	34,488	34,090	33,794	33,308
39,880	39,190	38,620	38,023	37,587	36,943
32,175	31,503	30,932	30,342	29,958	29,410
2,344	2,325	2,312	2,296	2,287	2,265
2,226	2,196	2,172	2,147	2,129	2,099
2,562	2,598	2,640	2,677	2,654	2,615
573	568	565	561	559	554
911	903	895	887	881	874
14.3	14.5	14.8	15.0	15.1	15.1
33,930	33,244	32,663	32,061	31,670	31,106

2.3 ごみ量内訳（推計）

年度		2018	2019	2020
可燃ごみ	収集（t）	20,916.26	20,711.45	20,463.50
	持込（t）	14,405.19	14,306.25	14,177.06
不燃物・粗大ごみ・有害物	収集（t）	1,406.61	1,402.04	1,394.47
	持込（t）	958.89	971.34	975.37
カン・ビン	収集（t）	1,027.53	1,007.86	987.13
	持込（t）	13.16	13.10	13.02
ペットボトル・ プラスチックボトル	収集（t）	133.08	132.67	131.96
	持込（t）	2.20	2.09	2.01
新聞	収集（t）	572.45	570.17	566.90
	持込（t）	34.10	33.62	33.07
雑誌類	収集（t）	145.03	144.13	143.15
	持込（t）	48.09	47.94	47.69
ダンボール	収集（t）	348.59	347.32	345.39
	持込（t）	23.87	23.79	23.67
廃食用油（t）		8.06	8.03	7.99
使用済小型電子機器等（BOX回収分）（t）		0.34	0.34	0.33
集団回収	新聞（t）	1,149.17	1,092.98	1,034.73
	雑誌（t）	394.67	377.92	360.43
	ダンボール（t）	472.78	466.26	458.88
	古繊維（t）	100.94	97.25	93.48
	ミルクカートン（t）	3.22	3.19	3.15
	アルミ缶（t）	39.89	39.77	39.55
食品リサイクル（t）		586.66	584.84	581.73
計（t）		42,790.77	42,384.34	41,884.68

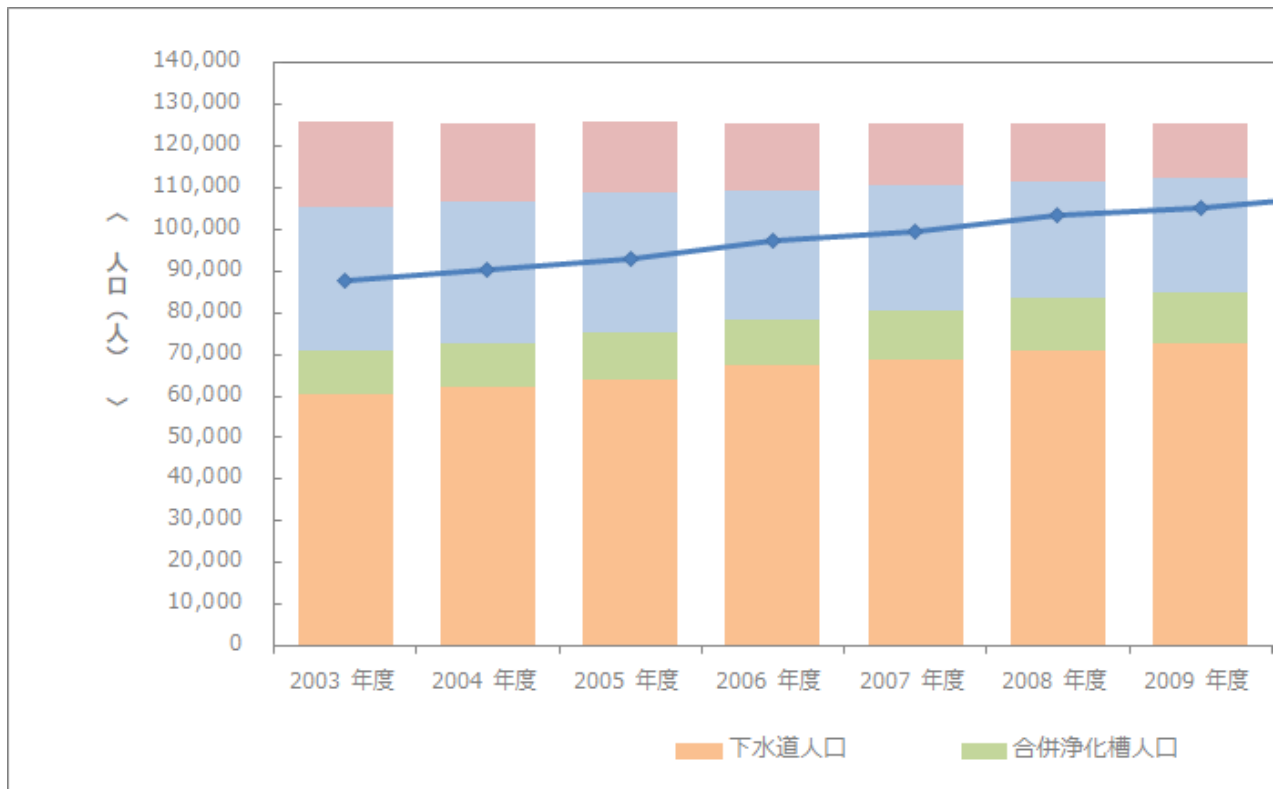
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20,185.29	19,947.42	19,761.56	19,465.80	19,228.69	18,976.59	18,780.73	18,480.38
14,026.39	13,903.33	13,816.36	13,652.32	13,529.08	13,395.12	13,300.76	13,132.22
1,384.67	1,377.43	1,373.61	1,361.95	1,354.15	1,345.09	1,339.81	1,326.86
973.67	971.33	970.08	962.58	957.45	951.24	947.60	938.49
965.91	947.54	932.45	912.95	896.93	880.87	868.02	850.91
12.92	12.84	12.80	12.68	12.61	12.52	12.47	12.35
131.03	130.35	129.99	128.89	128.15	127.29	126.79	125.57
1.95	1.92	1.90	1.87	1.85	1.84	1.83	1.81
562.84	559.86	558.29	553.54	550.37	546.69	544.54	539.28
32.47	31.92	31.46	30.82	30.27	29.69	29.20	28.54
142.05	141.27	140.86	139.65	138.85	137.92	137.37	136.05
47.35	47.11	46.98	46.58	46.31	46.00	45.82	45.38
342.94	341.14	340.19	337.30	335.37	333.13	331.82	328.61
23.50	23.38	23.32	23.12	22.99	22.83	22.74	22.52
7.93	7.89	7.87	7.80	7.76	7.71	7.68	7.60
0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32
975.35	918.33	863.92	805.08	749.18	693.14	639.53	582.86
342.53	325.42	309.22	291.40	274.61	257.73	241.72	224.50
450.96	444.06	438.43	430.47	423.91	417.13	411.67	404.02
89.72	86.26	83.15	79.69	76.59	73.54	70.82	67.80
3.11	3.07	3.04	3.00	2.96	2.92	2.89	2.84
39.28	39.07	38.96	38.63	38.41	38.16	38.01	37.64
577.65	574.64	573.05	568.19	564.94	561.16	558.95	553.55
41,319.85	40,835.91	40,457.81	39,854.64	39,371.76	38,858.62	38,461.10	37,850.10

2.4 ごみ量内訳（目標）

年度		2018	2019	2020
可燃ごみ	収集（t）	20,771.52	20,424.46	20,037.65
	持込（t）	14,303.89	14,105.38	13,879.00
不燃物・粗大ごみ・有害物	収集（t）	1,406.61	1,402.04	1,394.47
	持込（t）	958.89	971.34	975.37
カン・ビン	収集（t）	1,027.53	1,007.86	987.13
	持込（t）	13.16	13.10	13.02
ペットボトル・プラスチックボトル	収集（t）	133.08	132.67	131.96
	持込（t）	2.20	2.09	2.01
新聞	収集（t）	572.45	570.17	566.90
	持込（t）	34.10	33.62	33.07
雑誌類	収集（t）	145.03	144.13	143.15
	持込（t）	48.09	47.94	47.69
ダンボール	収集（t）	348.59	347.32	345.39
	持込（t）	23.87	23.79	23.67
廃食用油（t）		8.06	8.03	7.99
使用済小型電子機器等（BOX回収分）（t）		0.34	0.34	0.33
集団回収	新聞（t）	1,149.17	1,092.98	1,034.73
	雑誌（t）	539.41	664.91	786.29
	ダンボール（t）	472.78	466.26	458.88
	古繊維（t）	100.94	97.25	93.48
	ミルクカートン（t）	3.22	3.19	3.15
	アルミ缶（t）	39.89	39.77	39.55
食品リサイクル（t）		586.66	584.84	581.73
計（t）		42,689.47	42,183.47	41,586.62

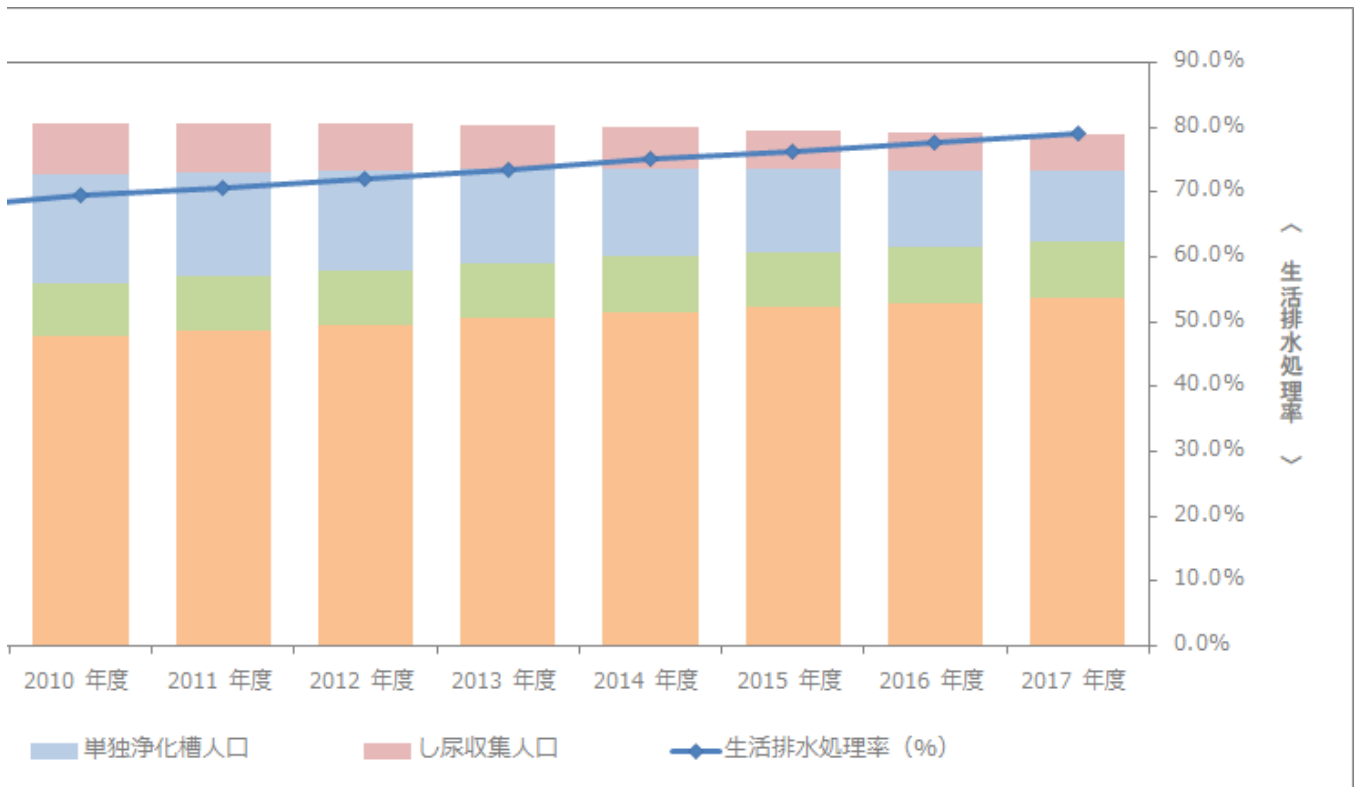
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
19,624.51	19,253.84	18,935.98	18,515.81	18,154.80	17,782.71	17,531.81	17,184.95
13,633.90	13,417.89	13,238.53	12,987.41	12,777.46	12,559.50	12,426.63	12,225.53
1,384.67	1,377.43	1,373.61	1,361.95	1,354.15	1,345.09	1,339.81	1,326.86
973.67	971.33	970.08	962.58	957.45	951.24	947.60	938.49
965.91	947.54	932.45	912.95	896.93	880.87	868.02	850.91
12.92	12.84	12.80	12.68	12.61	12.52	12.47	12.35
131.03	130.35	129.99	128.89	128.15	127.29	126.79	125.57
1.95	1.92	1.90	1.87	1.85	1.84	1.83	1.81
562.84	559.86	558.29	553.54	550.37	546.69	544.54	539.28
32.47	31.92	31.46	30.82	30.27	29.69	29.20	28.54
142.05	141.27	140.86	139.65	138.85	137.92	137.37	136.05
47.35	47.11	46.98	46.58	46.31	46.00	45.82	45.38
342.94	341.14	340.19	337.30	335.37	333.13	331.82	328.61
23.50	23.38	23.32	23.12	22.99	22.83	22.74	22.52
7.93	7.89	7.87	7.80	7.76	7.71	7.68	7.60
0.33	0.33	0.33	0.33	0.32	0.32	0.32	0.32
975.35	918.33	863.92	805.08	749.18	693.14	639.53	582.86
903.30	1,018.99	1,134.80	1,241.39	1,348.50	1,451.62	1,490.64	1,519.94
450.96	444.06	438.43	430.47	423.91	417.13	411.67	404.02
89.72	86.26	83.15	79.69	76.59	73.54	70.82	67.80
3.11	3.07	3.04	3.00	2.96	2.92	2.89	2.84
39.28	39.07	38.96	38.63	38.41	38.16	38.01	37.64
577.65	574.64	573.05	568.19	564.94	561.16	558.95	553.55
40,927.35	40,350.47	39,879.98	39,189.73	38,620.14	38,023.00	37,586.97	36,943.42

2.5 し尿処理人口及び処理量の推移（実績）



年度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
し尿処理人口（人）	し尿収集人口	20,492	18,998	17,005	16,178	15,115	13,997	13,301
	単独浄化槽人口	34,624	33,672	33,532	30,984	30,073	28,114	27,552
	合併浄化槽人口	10,311	10,811	11,211	11,149	11,788	12,463	12,241
	下水道人口	60,537	62,052	63,980	67,297	68,539	70,880	72,511
	計	125,964	125,533	125,728	125,608	125,515	125,454	125,605
生活排水処理率（%）		56.2%	58.0%	59.8%	62.5%	64.0%	66.4%	67.5%

し尿処理量（t）	し尿収集	11,873	11,296	9,869	9,389	8,763	8,123	7,719
	単独浄化槽汚泥	18,569	16,915	17,108	16,355	13,440	13,970	13,188
	合併浄化槽汚泥	3,994	4,188	4,342	4,318	6,744	4,827	4,586
	計	34,436	32,399	31,319	30,062	28,947	26,920	25,492



2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
12,382	11,901	11,128	10,395	9,975	9,271	9,038	8,739
25,916	24,728	23,966	22,760	21,035	19,981	18,579	16,908
12,746	12,918	13,107	13,216	13,295	13,380	13,499	13,557
74,449	75,919	77,162	78,702	80,184	81,210	82,221	83,519
125,493	125,466	125,363	125,073	124,489	123,842	123,337	122,723
69.5%	70.8%	72.0%	73.5%	75.1%	76.4%	77.6%	79.1%
7,186	6,907	6,458	6,033	5,789	5,380	5,245	5,072
12,816	11,797	11,478	11,220	11,436	10,621	10,441	10,150
4,913	5,453	5,435	5,868	5,988	6,026	5,776	6,437
24,915	24,157	23,371	23,121	23,213	22,028	21,461	21,660

2.6 し尿処理人口及び処理量の将来推計と目標

		年度	2018	2019	2020	2021
し尿処理人口(人)	推計	し尿収集人口	8,254	7,892	7,565	7,272
		単独浄化槽人口	16,275	15,190	14,223	13,260
		合併浄化槽人口	13,592	13,657	13,640	13,656
		下水道人口	84,602	85,268	86,262	86,650
		計	122,723	122,008	121,690	120,838
		生活排水処理率(%)	80.0%	81.0%	82.1%	83.0%
	目標	し尿収集人口	8,254	7,852	7,485	7,152
		単独浄化槽人口	16,275	15,153	14,191	12,752
		合併浄化槽人口	13,592	13,657	13,640	13,656
		下水道人口	84,602	85,345	86,374	87,278
		計	122,723	122,008	121,690	120,838
		生活排水処理率(%)	80.0%	81.1%	82.2%	83.5%
し尿処理量(kt)	推計	し尿収集	4,790	4,580	4,390	4,220
		単独浄化槽汚泥	9,840	9,610	9,418	9,231
		合併浄化槽汚泥	6,130	6,160	6,152	6,159
		計	20,760	20,350	19,960	19,610
	目標	し尿収集	4,790	4,557	4,344	4,150
		単独浄化槽汚泥	9,840	9,587	9,396	8,878
		合併浄化槽汚泥	6,130	6,160	6,152	6,159
		計	20,760	20,304	19,892	19,187

2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
6,979	6,721	6,479	6,255	6,031	5,825	5,635
12,372	11,485	10,728	9,985	9,310	8,644	8,098
13,667	13,713	13,682	13,686	13,690	13,730	13,694
87,190	87,629	87,969	88,251	88,356	88,408	88,369
120,208	119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
83.9%	84.7%	85.5%	86.2%	86.9%	87.5%	88.1%
6,839	6,561	6,319	6,075	5,831	5,605	5,395
11,526	10,204	8,898	7,574	6,243	4,875	3,543
13,667	13,713	13,682	13,686	13,690	13,730	13,694
88,176	89,070	89,959	90,842	91,623	92,397	93,164
120,208	119,548	118,858	118,178	117,387	116,607	115,796
84.7%	85.9%	87.2%	88.5%	89.7%	91.0%	92.3%
4,050	3,900	3,760	3,630	3,500	3,380	3,270
9,046	8,855	8,709	8,547	8,395	8,237	8,113
6,164	6,185	6,171	6,173	6,175	6,193	6,177
19,260	18,940	18,640	18,350	18,070	17,810	17,560
3,969	3,807	3,667	3,526	3,384	3,252	3,131
8,427	7,868	7,224	6,483	5,630	4,646	3,549
6,164	6,185	6,171	6,173	6,175	6,193	6,177
18,560	17,860	17,062	16,182	15,188	14,091	12,857

3 用語解説

【あ】

○飛鳥川

奈良県中西部を流れる大和川水系の一級河川。奈良盆地西部を多く北流する大和川の支流の一つ。

○飛鳥川流域生活排水対策推進会議

飛鳥川流域5市町村（橿原市、川西町、三宅町、田原本町、明日香村）により構成され、地域住民の方の水質保全に関わる意識の高揚を図るとともに、「水遊びのできる川づくり」を目指して各種施策を実施している。

○アプリ

スマホなどに入れて使える様々なソフトウェアのこと。正式にはアプリケーションといい、OS上で動くソフトウェアのことを意味する。

○一般競争入札

国、地方公共団体、公社・公団が行う公共事業の発注に際し、工事概要などを公示したうえ、数や規模を限定せず一般の業者の競争入札によって契約する方法。

○一般廃棄物処理計画

各市町村が、その市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関して定めた計画。廃棄物処理法第6条第1項の規定により定めなければならないとされている。一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されている。

○SDG s

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030年までに目指すべき新しい世界の目標のこと。

○NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体(Nonprofit Organization)

の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

○大阪湾広域臨海環境整備センター

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、長期安定的・広域的に廃棄物を適正処理するため大阪湾に整備された海面埋立処分場のこと。通称、大阪湾フェニックスセンター。

○温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が定められている。

【か】

○拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、日本でも循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられている。

○橿原市環境総合計画

本市の良好な環境を保全・創造し、将来世代を含めた市民が安全で快適に暮らすことができるよう、望ましい「将来像」の実現に向けて、市民、事業者、行政などあらゆる立場の人々が連携して具体的な行動を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定。同時に、「橿原市第3次総合計画」に示された橿原市の将来像を、環境の面から実現するための推進方策を示している。

○橿原市第三次総合計画

基本構想に掲げる都市像を実現するための施策を体系的に明らかにし、5年間の具体的なまちづくりの方向性・取組内容を表したもの。本市の総合的なまちづくりの指針と位置づけている。

○橿原市地球温暖化対策推進実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成30年3月に策定。自らが事業者・消費者としてその事務・事業を行うに際し、率先して地球温暖化対策を行うために策定した。

○橿原市地球温暖化対策地域協議会「エコライフかしはら」

市民（市民団体等）・事業者・行政等の幅広い連携と協働により、地域の環境と地球の将来に寄与する積極的な実践活動を推進し、次世代に亘り、住み良い豊かな環境を目指すことを目的として平成22年10月26日に結成した団体。

○合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の生活雑排水をあわせて処理ができる浄化槽。

○家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の通称。主に一般家庭から排出される使用済みの廃家電製品について、製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定め、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を図ることを目的として、1998年（平成10年）6月に制定された法律のこと。現在、使用済みの廃家電製品には、家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機が指定されている。

○環境基準

環境基本法第16条に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましいとして定められた基準。人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの。

○環境基本法

環境に関する全ての法律の最上位に位置し、環境保全に向けた基本的な方向を示すもの。1993年（平成5年）11月制定。

○協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。近年、自治体では地域の様々な問題や課題を解決するために、異なる組織（市民、町会・自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業、学校、行政など）が、それぞれの特性を最大限発揮して協力していくことを指している。

○経理的基礎

廃棄物処理業を的確に、かつ継続して行うに足りる財政的基盤。

○欠格要件

廃棄物処分業の許可申請に際し、申請者の一般的適性について、法に従った適正な業の遂行を期待

し得ない者を類型化して排除することを趣旨として、廃棄物処理法に定められたもの。申請者が欠格要件に該当する場合には許可（施設設置許可、処理業許可）を受けることができず、後に欠格要件に該当するに至った場合には許可が取り消される。

○公共下水道

下水道法第2条第3号に、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう』と定められている。

○公共用水域

水質汚濁防止法に、『河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。』と定められている。

○公衆衛生

広く地域社会の人々の疾病を予防し、健康を保持・増進させるため、公私の諸組織によって組織的になされる衛生活動。

○高度成長

経済規模の急激で継続的な拡大。特に1950年代半ばから73年の石油ショックまでの間、日本の経済成長率が年平均10パーセントを超えていた時代を指す。

○広報誌

官庁や自治体、団体、企業が、不特定多数の人々に向けて、その機関の活動を紹介宣伝する目的で刊行する逐次刊行物。本市でも毎月発行している。

○コーディネート

物事を調整し、まとめること。

○ごみ処理基本計画策定指針

市町村が一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう策定されたもの。

○コミュニティプラント

地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。小規模下水処理場（装置）と呼ばれることもある。

【さ】

○最終処分

ごみを最終的に処分すること。ごみは、収集・運搬された後に焼却などの中間処理を経て最終処分される。

○3R

Reduce（排出抑制） Reuse（再使用） Recycle（再生利用）の頭文字をとった言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース（排出抑制）、（2）リユース（再使用）、（3）リサイクル（再生利用）とし、さらに（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）廃棄物の適正処理としている。近年ではリデュース（排出抑制）とリユース（再使用）を優先的に取り組むこととして「2R」と呼ぶこともある。

○再使用

一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のあるモジュール（部品）をそのまま再利用すること。リユース（Reuse）。

○再生利用

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。リサイクル（recycle）。

○雑がみ

新聞、雑誌、段ボール以外の、大きささまざまなリサイクルできる紙類のこと。可燃ごみの中に多く含まれていると考えられている。

○資源化率

資源回収量を総排出量で除した割合。本計画において資源回収量は、市が収集・処理し資源化した量に加え、集団回収により回収された資源物量、民間事業者により実施された食品リサイクル量を合

計したものとしている。

○資源物の持ち去り

排出場所に出されている資源物を持っていく行為。ごみとして排出されているものは、民法上の無主物と判断され、持ち去り行為に対しては窃盗などの罪が成立しにくく、また個別の被害は少額であり立件もされにくいため、対策が難しくなっている。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の通称。循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を総合的に推進することを目的として 2000 年（平成 12 年）5 月に制定された。

○指定ごみ袋

ごみを排出する際に自治体の指定する袋を用いることを義務づけるもの。従量制のごみ有料化を導入する場合に有効な方法とされる。本市でも可燃ごみの有料化の際に導入している。

○収集・運搬

寄せ集めること。または持ち運ぶこと。

○集団回収

地域住民が自主的に協力して、資源ごみの回収ルートを作り、資源の回収活動を行うもの。本市においては集団回収に対して回収量に応じ報償金を交付している。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされている。

○循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものとして、2000 年（平成 12 年）6 月

に制定された。

○焼却残渣

ごみを燃やした後に出る不要物。一般に焼却灰を指す。

○焼却処理量

焼却処理したごみの量。

○少子高齢化

出生率の低下による少子化と平均寿命の増大が同時に進行し、人口に占める高齢者の割合が上昇していく（高齢化）状況。

○使用済小型電子機器等

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」第2条第2項に、『「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したもの』と定められている。本市でも同法に基づき回収を行っている。

○食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の通称。食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。2000年（平成12年）6月に制定。

○食品ロス

本来食べられたはずなのに捨てられてしまう食品のことで、食べ残しや使い切れずに捨ててしまう手つかず食品が該当する。

○循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画のこと。第四次計画が2018年（平成30年）6月19日に閣議決定されている。

○処理停滞日数

廃棄物の処理が滞った結果、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある状況に至った日数を指す。本計画で独自に導入した指標。

○ストックマネジメント

廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称。

○生活排水処理率

生活排水を適正に処理している人口が全人口に占める割合（%）を指す。本計画では、生活排水を適正に処理している人口を、公共下水道による処理人口と合併処理浄化槽による処理人口を合計したものとしている。

○総排出量

ごみが処理に出された総量。

【た】

○第2長辺

物の2番目に長い部分の長さのこと。本市では不燃ごみとカン・ビン類の基準を定める際に用いている。

○ダイオキシン類

物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、環境中には広く存在している。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を「ダイオキシン類」と定義している。

○堆肥化

有機質を微生物の作用により好気性条件下で分解し、発酵分解に伴う発熱によって有害細菌を死滅させることで、衛生的で安全なものに変換して肥料にすること。

○立入検査

行政機関の職員が、行政法規の遵守を確認するため、事務所・営業所・工場・倉庫などに入り、業務状況または帳簿書類・設備その他の物件を検査すること。

○単独浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。浄化槽法の改正により、平成13年4月から原則としてその設置ができなくなっている。

○中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外觀、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

○長期包括運営委託事業

民間事業者が施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う事業方式。本市処理施設においても導入されている。

○長寿命化

寿命が延びること、あるいは延ばすこと。特に、消耗品やインフラなどの耐久性を向上させ、長持ちするようになることを指す場合が多い。

○低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

○出前講座

市職員、ボランティア・市民活動団体などの講師が出向き、行政情報の提供や、市民の方が持っている専門知識を届ける取り組み。

○特別管理一般廃棄物

廃棄物処理法第2条第3項に『一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの』と定められている。

【な】

○奈良県環境総合計画

社会経済情勢の変化に対応しつつ、誰もが安心して快適に暮らすことのできる持続可能な地域づくりをより一層進めるため、景観・環境面から、県民、NPO、企業・団体、行政等の各主体が、積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む指針として示すもの。また、奈良県環境基本条例第10

条に規定する基本計画であるとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に規定する地方公共団体実行計画、及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に規定する行動計画としての側面も持つ。

○奈良県廃棄物処理計画

3 R をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、N P O 、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示したものの。

○奈良モデル

質の高い行政サービスを提供し、行政を効率的に運営するために、県と市町村または市町村同士の連携・協働について、奈良県にふさわしいあり方を検討し、実現する取り組みのこと。

○熱回収

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。サーマルリサイクルとも言う。

○農業集落排水施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。

【は】

○廃棄物減量等推進審議会

廃棄物処理法第 5 条の 7 に基づき各市町村において組織される、区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるための審議会。本市においても橿原市廃棄物減量等推進審議会が組織されている。

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制と廃棄物の適正処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として 1970 年（昭和 45 年）12 月に制定。

○廃棄物発電

清掃工場においてごみを焼却する際に大量に発生する熱を利用して蒸気をつくり、その蒸気でタービンを回して行う発電。

○排出者責任

廃棄物処理法第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。

○排出抑制

ごみを発生させないよう取り組むこと。リデュース (reduce)。

○破碎残渣

不燃ごみ等を破碎処理した際に発生する不要物。ガラスくずや陶器くずなどで構成される。

○BOD

「生物化学的酸素要求量」の通称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量を指す。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

○PDCA サイクル

PDCA サイクルは、生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (見直し) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

○1人1日あたりのごみ排出量

年間のごみの総排出量を、その年の人口と日数で除した数値。人口と日数の影響を排除できるため、他都市とのごみ量比較によく使用される。

○不法投棄

廃棄物処理法に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄すること。

○ボランティア袋

ボランティア清掃用の専用ごみ袋のこと。本市においては、公道、公園、河川などの清掃をいただいている自治会などの団体に交付している。

【ま】

○モニタリング

民間事業者による公共サービスの履行に関し、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、民間事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

【や】

○大和川

奈良県および大阪府を流れ、大阪湾に注ぐ一級水系の本流。

【ら】

○歴史的風土保存地区

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、その対象は古都すなわちわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3市の他に、政令によって天理市、橿原市、桜井市、逗子市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高市郡明日香村、および大津市の5市1町1村が定められている。

4 策定までの経緯

本計画の策定にあたっては、橿原市廃棄物減量等推進審議会にて計画内容をご審議いただきました。

橿原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(敬称略)

No	役職	区分	氏名	所属・役職等
1	会長	学識経験者	川上 勇	奈良学園大学 特別客員教授
2	副会長	市民代表	米田 勝彦	橿原市自治委員連合会 会長
3	職務代理 ^{※1}	市民代表	仲川 八郎	橿原市自治委員連合会 副会長
4	職務代理	市民代表	北 皖一 ^{※2}	橿原市自治委員連合会 副会長
	委員		村田 俊博 ^{※2}	橿原市自治委員連合会 理事
5	委員	市民代表	安田 昌弘	橿原市PTA連合会 会長
6	委員	市民代表	中村 雅光	公募市民
7	委員	市民代表	新宅 道万	公募市民
8	委員	関係団体代表	森本 俊一	橿原商工会議所 会頭 三和澱粉工業(株) 代表取締役会長
9	委員	関係団体代表	鶴田 隆昭	奈良県資源回収事業協同組合 東支部 (株)鶴田商店 代表取締役
10	委員	関係団体代表	上農 隆弘	橿原市大規模小売店舗 イオンリテール(株)イオン橿原店 人事総務課長
11	委員	関係団体代表	小西 洋子 ^{※2}	橿原市地球温暖化対策地域協議会 会長
			紙本 洋吾 ^{※2}	
12	委員	関係団体代表	当麻 潔	NPO 法人奈良ストップ温暖化の会 副理事長

※1 2018（平成30）年度第一回審議会（7月26日）にて選任

※2 2018（平成30）年6月25日付で交代

審議の経過

開催日・場所	内容
2017（平成 29）年度第一回審議会 2018（平成 29）年 10 月 2 日（月） クリエイトかしはら 3 階 研修室	○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度榎原市一般廃棄物処理事業（報告） ・ 「ごみ減量・資源化」と「地域活動の活性化」に向けた新たな取組について
2017（平成 29）年度第二回審議会 2018（平成 30）年 2 月 5 日（月） クリエイトかしはら 3 階 研修室	○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雑がみ分別モデル事業の実施結果について ・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について
2018（平成 30）年度第一回審議会 2018（平成 30）年 7 月 26 日（木） クリエイトかしはら 3 階 研修室	○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度榎原市一般廃棄物処理事業（報告） ・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について
2018（平成 30）年度第二回審議会 2018（平成 30）年 10 月 30 日（火） クリエイトかしはら 3 階 研修室	○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について
パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 2018（平成 30）年 11 月 26 日（月）～12 月 25 日（火） ○閲覧場所 本庁舎行政資料閲覧コーナー、分庁舎ロビー、各地区公民館など市内 20 箇所及び市ホームページ ○意見提出方法 直接持参、郵送、FAX、電子メール、市ホームページ（入力フォームより回答） ○募集結果 提出者数：3 者、意見総数：7 件 	
2018（平成 30）年度第三回審議会 2019（平成 31）年 2 月 8 日（金） クリエイトかしはら 3 階 研修室	○ 審議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 榎原市一般廃棄物処理基本計画の改定について